

公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター

11条BOD検査に係る実施要項

1 目的

この要項は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター（以下「検査センター」という。）が、浄化槽法定検査実施要領（以下「法定検査実施要領」という。）6（3）の規定により、浄化槽法第11条に規定する定期検査（以下「11条検査」という。）の効率的な実施を図るため導入した生物化学的酸素要求量（BOD）の測定検査を主体とする検査（以下「11条BOD検査」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 検査対象浄化槽

11条BOD検査は、住宅用途の建築物に設置される処理対象人員が10人以下の浄化槽（単独処理浄化槽を含む。）を対象に実施する。ただし、5年に一度及び次の場合にあっては、法定検査実施要領に定める方式による11条検査（以下「全項目検査」という。）により11条検査を実施する。

- ① 11条BOD検査の結果「不適正」と判定された翌年に行う11条検査
- ② 浄化槽管理者（以下「管理者」という。）が全項目検査を希望する場合
- ③ 対象浄化槽の保守点検が4（2）に規定する嘱託採水員がいない保守点検業者に委託し実施されている場合

3 検査実施計画

- (1) 11条BOD検査は、管理者又は管理者から受検手続きの委託を受けた保守点検業者からの申込みを受けて実施する。
- (2) 11条BOD検査の実施に当っては、受検手続きを代行する保守点検業者と連携して年間実施計画を作成し、計画的かつ効率的に実施する。

4 検査の実施方法

- (1) 11条BOD検査の項目は、放流水等についての水質検査、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査及び保守点検・清掃の実施状況等についての書類検査とし、検査の実施及び検査結果の判定の方法については、それぞれ別記1「11条BOD検査に係る検査の方法」及び別記2「11条BOD検査に係る判定の方法」により行う。
- (2) BOD検査試料の採水及び放流水等の水質測定並びに外観検査・書類検査項目の確認に係る業務（以下「BOD試料採水等業務」という。）については、検査センターが採水員として登録した者（以下「嘱託採水員」という。）に委嘱して行うことができる。
- (3) 嘱託採水員が行うBOD試料採水等業務の実施方法の詳細、嘱託採水員の資格及び委嘱の基準並びに嘱託採水員が属する保守点検業者との業務委託契約の細目については別に定める。

5 検査票

- (1) 11条BOD検査に係る検査票は、BOD試料採水等業務の結果を記録する「11条BOD検査記録票」（別記様式1、以下「検査記録票」という。）及び管理者に交付する「11条BOD検査結果書」（別記様式2、以下「検査結果書」という。）とする。

(2) 検査記録票及び検査結果書(写し)は、検査終了後3年間保存する。

6 検査実施連絡票及び検査済証

BOD試料採水等業務を実施した者は、「検査実施連絡票」(別記様式3)により業務の実施結果等を管理者に伝えるとともに、同意を得たうえで「法定検査済証」(別記様式4)を見やすい場所に貼付する。

7 検査結果書

(1) 11条BOD検査の検査結果書は、検査センターから管理者に送付する。

(2) 11条BOD検査の結果、嘱託採水員がBOD試料採水等業務を行った浄化槽について改善が必要とされた場合等には、その者の属する保守点検業者に対しても、適宜、検査の結果を通知することとし、当該保守点検業者は、管理者と協議のうえ速やかに必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

8 適正業務の確保

検査センターは、嘱託採水員に委嘱して行うBOD試料採水等業務の適正な実施を確保するため、必要に応じて嘱託採水員が業務を行った現場及びその者が属する保守点検業者の事務所に出向き、クロスチェック、書類等の調査を行うことができるものとする。

9 審査会の設置

(1) 法定検査専門委員会の中に、11条BOD検査の信頼性と公正を確保するための調査・審査機関として、学識経験者、行政担当者等を構成員とする11条BOD検査に係る審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は、必要に応じてBOD試料採水等業務を実施する嘱託採水員又はその者が所属する保守点検業者に対し、業務の実施状況等について報告及び説明を求めることができるものとする。

(3) 審査会の委員の構成及び審査事項等については別に定める。

10 定めのない事項

この要項に定めのない事項については、法定検査実施要領に定めるところによる。

附則

この要項は、平成18年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(この要項は、平成25年4月1日から施行する。)